

新制度幼稚園への移行等に係る確認について

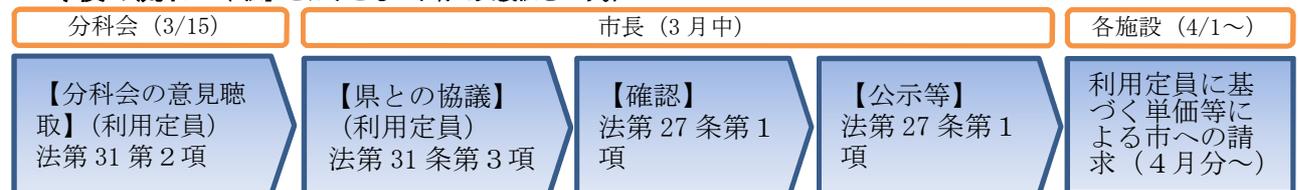
1 概要（※詳細は別紙のとおり）：

次の施設について、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費を交付するため、市長が利用定員を定めて確認を行うのに先立ち、分科会の意見を伺うもの。

	1	2	3	4	5	6	7
施設名称 （括弧は旧名称）	認定こども園りんごの木 （清風幼稚園）	久之浜こども園（久之浜第一幼稚園）	平幼稚園	神谷幼稚園	小名浜聖テモテ教会附属聖テモテ幼稚園	さかえ幼稚園	はるな幼稚園
所在地	平	大久	平	平	小名浜	内郷	好間
確認申請書提出日	29. 2. 22	29. 2. 16	29. 1. 26	29. 1. 24	28. 12. 21	29. 2. 21	29. 2. 27
施設類型 （29. 4. 1～）	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	幼稚園（新制度）	幼稚園（新制度）	幼稚園（新制度）	幼稚園（新制度）	幼稚園（新制度）
利用定員	73人	99人	60人	120人	25人	90人	60人
1号	21	45	60	120	25	90	60
2号	19	30	—	—	—	—	—
3号	33	24	—	—	—	—	—
確認基準 ※適否	適	適	適	適	適	適	適
市計画整合適否	適	適	適	適	適	適	適
確認年月日（予定）	29. 4. 1	29. 4. 1	29. 4. 1	29. 4. 1	29. 4. 1	29. 4. 1	29. 4. 1

※ いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等

2 今後の流れ：（「法」とは子ども・子育て支援法をいう。）



3 法令抜粋：

【子ども・子育て支援法（抄）】

（施設型給付費の支給）

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（～中略～）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（公示）

第41条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

- 一 第27条第1項の確認をしたとき。

資料2 (別紙)

	1	2	3	4	5	6	7	
1 計画区域	平	四倉・久之浜大久	平	平	小名浜	内郷・好間・三和	内郷・好間・三和	
2 法人等名	相双キリスト教学園	志賀学園	信栄学園	松崎学園	日本聖公会小名浜聖テモテ教会	さかえ学園	吉田学園	
3 法人等の種類	学校法人	学校法人	学校法人	学校法人	宗教法人	学校法人	学校法人	
4 代表者名	坂本道夫	志賀文岳	丹野真人	松崎公子	越山健蔵	吉田元	吉田富	
5 園長名	坂本道夫	青木孝子	丹野真人	佐藤美智子	越山健蔵	吉田元	吉田富	
6 施設名称 (>新施設名称)	清風幼稚園 (>認定こども園りんごの木)	久之浜第一幼稚園 (>久之浜こども園)	平幼稚園	神谷幼稚園	聖テモテ幼稚園	さかえ幼稚園	はるな幼稚園	
7 施設所在地	平谷川瀬 字仲山町25	大久町小久 字連郷15-1	明治団地 80-7	平中神谷南鳥沼26	小名浜愛宕町16-2	内郷御台境町 前田18-3	好間町今新田 字畑合8	
8 現施設の認可年	S8	S51	S2	S56	S36	S36	S57	
9 現在(29.3)の施設類型	幼稚園(新制度)	幼稚園(新制度)	幼稚園	幼稚園	幼稚園	幼稚園	幼稚園	
10 新施設の認可(予定)年月日	H29.4.1	H29.4.1	—	—	—	—	—	
11 施設類型(29.4.1~(予定))	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (新制度)	
12 確認年月日(予定)	H29.4.1	H29.4.1	H29.4.1	H29.4.1	H29.4.1	H29.4.1	H29.4.1	
13 現在(29.3)の認可定員【人】	80	120	120	120	140	120	80	
14 現在(29.3)の利用定員【人】	40(1号のみ)	75(1号のみ)	—	—	—	—	—	
15 幼保連携型認定こども園における新認可定員(予定)【人】	73	99	—	—	—	—	—	
16 (参考)29.4.1の利用予定児童数【人】	67	75	49	112	22	87	58	
17 今回設定しようとする利用定員【人】	合計	73	99	60	120	25	90	60
	・1号計	21	45	60	120	25	90	60
	3歳(満3歳)	7	15	20	40	7	32	20
	4歳	7	15	20	40	8	29	20
	5歳	7	15	20	40	10	29	20
	・2号計	19	30	—	—	—	—	—
	3歳	6	10	—	—	—	—	—
	4歳	6	10	—	—	—	—	—
	5歳	7	10	—	—	—	—	—
	・3号計	33	24	—	—	—	—	—
0歳	6	6	—	—	—	—	—	
1歳	12	9	—	—	—	—	—	
2歳	15	9	—	—	—	—	—	

【補足】四倉・久之浜大久地区の需給バランスについては、平成26年度の当初計画作成段階において、今回の久之浜こども園認可による確保方策数を加味して初めて、マイナス(▲)が解消される見通しとしていた(逆に、当該施設が旧施設形態(幼稚園)のまま再開した場合は、なお1・2歳児においてマイナス(▲)が生じることとなっていた)。このため、同施設の認可・確認は計画の達成上の観点からも必要と考えるもの。

18 どもみらいプランにおける28年度需給計画との整合 (表中、量の見込は29年度のもの、また確保方策のうち、「現行値」は28年度意向調査結果及び29.4予定利用定員変更施設・事業所(資料5)を反映後)	●平地区					●小名浜地区					●内郷・好間・三和地区					●四倉・久之浜大久地区				
	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号
	3~5歳	教育希望 3~5歳	保育 3~5歳	1・2歳	0歳	3~5歳	教育希望 3~5歳	保育 3~5歳	1・2歳	0歳	3~5歳	教育希望 3~5歳	保育 3~5歳	1・2歳	0歳	3~5歳	教育希望 3~5歳	保育 3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込A	894	495	898	686	165	749	419	676	434	110	281	157	400	245	48	103	62	102	65	11
確保方策B	1,491	19	885	568	172	1,195	50	670	361	93	455	0	393	197	36	140	30	119	87	21
現行値※	1,290	0	885	541	166	1,170	50	670	361	93	305		393	197	36	95		119	69	15
今回増減値	201	19		27	6	25					150					45	30		18	6
需給バランス B-A	597 ▲476		▲13	▲118	7	446 ▲369		▲6	▲73	▲17	174 ▲157		▲7	▲48	▲12	37 ▲32		17	22	10
	121					77					17					5				

※清風、久之浜第一幼稚園の新制度幼稚園に係る利用定員、今回移行する幼稚園分及び子供の部保育分の変更を加味
 ※今回移行する幼稚園分を加味
 ※今回移行する幼稚園分及び梨花の聖定員分の変更を加味
 ※久之浜第一は、より質の高い教育・保育の提供のため、震災被害からの復興に合わせ認定こども園化し平地区から帰還するもの

19 確認申請における確認基準の審査結果 (主な確認項目は下図参照)	整合	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適
------------------------------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

・確認基準における主な確認項目

No.	条項	項目	内容
1	第4条	利用定員	20人以上の設定であるか(認定こども園・保育所のみ)
2			施設類型に応じ、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を設定しているか
3	第5条	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる「重要事項を記した文書」等を作成しているか(予定があるか)
4			利用者の同意(利用の意思確認)の確認手法について
5	第6条	選考等	1号認定子どもについて、定員を超えて利用申し込みがあった際の選考方法を定め、保護者に明示しているか
6	第9条	支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者からの利用申し込み等があった際、支給認定の申請に係る必要な援助を行っているか
7	第13条	利用者負担額等の受領	上乗せ又は実費徴収を設ける場合、運営規程等に明示されているか
8			入園料を設定していないか(幼稚園・認定こども園)
9	第15条	取扱方針	次に掲げる施設類型ごとに、当該類型に定めるものに基づいて特定教育・保育を提供すること ・幼保連携型認定こども園: →幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・幼稚園: →幼稚園教育要領
10	第16条	評価	自己評価を行う(義務規定)ほか、定期的に外部の者による評価(努力規定)を受けて結果を公表し改善を図ることを理解しているか
11	第17条	相談・援助	子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者の相談に適切に応じ、必要な助言等を行う立場にあることを理解しているか
12	第20条	運営規程	運営規程を定めている(規則に規定する次の事項が適切に記載されている)か ・施設の目的及び運営の方針 ・提供する特定教育・保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・特定教育・保育を行う日(1号定員設定がある施設は学期を含む)及び時間並びにその提供を行わない日 ・利用者負担その他の費用の種類、支払を求め理由及びその額 ・利用定員 ・利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他施設の運営に関する重要事項
13	第21条	勤務体制の確保	適切な教育・保育を提供できる勤務体制が整っているか
14	第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生の防止のための指針等が整備されているか
15			賠償責任保険等へ加入しているか
16	第34条	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しておくこと ・施設類型に応じた各種指針等に基づく作成する計画 ・提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録(提供日、内容等) ・保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた場合等の市町村への通知に係る記録 ・子ども、保護者や家族からの苦情の内容の記録 ・提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置の記録